

●有料職業紹介の手数料および返戻金制度について

◇有料職業紹介の手数料

以下の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【有料職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)およびサインオンボーナス・入社支度金の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)およびサインオンボーナス・入社支度金の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1)入社日以後 1 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 80%を返還するものとする
 - (2)入社日以後 1 ヶ月より 3 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする
- ただし、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-313300

株式会社 ONENESS